

第1章 水防対策計画

県、市及び関係機関は、洪水又は高潮・波浪による水害を防止するために、水防活動体制を整備する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市水防団 庄内総合支庁 国土交通省酒田河川国道事務所

2 水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下の水防団体及び消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常時管下河川又は海岸を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき、関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の情報を集めて出動に備える。
- (3) 洪水予報が発表された場合は、連絡員は各水防分隊と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発表されたとき又は氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるときは、出動を準備し団員を待機させる。

また、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、地域住民に周知する。地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるときも同様とする。

- (5) 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況を判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させることができる。（水防法第24条）
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる。（水防法第22条及び第23条）
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨要請すること。
- (9) 洪水・津波又は高潮によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知のうえ、避難のための立退きを指示することができる。（水防法第29条）
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。（水防法第25条及び第26条）
- (11) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない。

3 水害指定地区の指定

市が定める水害指定地区については、「酒田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」に

よるものとする。

4 水防作業 市が定める水防計画によりこれを行う。

第2章 火山災害対策計画

県、市及び防災関係機関は、噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するための火山災害対策を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 観光物産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署 山形地方气象台 酒田観光物産協会 県防災危機管理課 国土交通省新庄河川事務所 庄内森林管理署 庄内総合支庁

2 火山災害対策の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

県、市及び防災関係機関は、火山災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰及び降灰後の土石流等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が不可欠となることから、日頃より、県、市、防災関係機関、火山専門家等が協力して、警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

国、県及び市は、火山噴火による危険が差し迫った状態にあるときには、短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努める。

大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、県、市及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。

(2) 鳥海山の予想される被害

活火山である鳥海山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は次のとおりである。

火山現象	概要
大きな噴石	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる</p> <p>20～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。</p>
火砕流 (火砕サージを含む)	<p>高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過地域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速百km以上、温度は数百℃にも達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。</p> <p>火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。(避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要は低く、火砕流に含める。)</p>
融雪型 火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速数十kmに達することもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、破壊力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。</p>
溶岩流	<p>マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅い。</p>
火山泥流	<p>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。</p>
降灰後の 土石流	<p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。</p>
小さな噴石・	<p>噴石 (噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべ</p>

降灰	<p>き大ききの岩石)のうち、直径数cm程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。</p> <p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの(直径2mm未満)を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関(特に航空機)、建造物などに影響を与える。</p>
岩屑流 (岩なだれ)	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流れ下る現象である。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

(3) 火山災害警戒地域の指定

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法(以下「活火山法」という。)に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)を指定しており、酒田市は、鳥海山にかかる警戒地域に指定されている。市は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、県及び関係市町と火山防災協議会を共同で設置する。

3 観測体制の整備

(1) 観測の対象

火山の噴火は、噴火の兆候となる現象を、高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予想することが可能である。観測等の対象となる主な前兆現象は次のとおり。

- ア 火山性地震(微動)の多発
- イ 鳴動、音響
- ウ 火山周辺の地殻変動
- エ 噴気、地熱、温泉等の温度や噴出(湧出)量の変化
- オ 火口の火山ガス、昇華物(硫黄等)の変化

(2) 観測体制の整備状況

鳥海山については、気象庁及び大学により、下記のように常時観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

観測機関名	観測機器
仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ
東北大学	地震計
国土地理院	GNSS
防災科学技術研究所	地震計

4 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報・噴火予報の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的余裕がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）等を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表するもの。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標であり、鳥海山では噴火警報又は噴火予報に付して発表される。

鳥海山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	・危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、又は切迫している 【過去事例】 1800～04年の噴火：新山形成、火砕物降下、噴石、泥流、死者8名
			4(高齢者等避難)	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	・警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される 【過去事例】 該当事例なし

警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される 	<ul style="list-style-type: none"> ・火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等 ・状況に応じて要配慮者の避難準備等、特定地域の避難等が必要 ・住民は通常の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火により大きな噴石が火口から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、又は予想される <p>【過去事例】</p> <p>1740～47年の噴火:噴煙多量、硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害</p> <p>1974の噴火:火砕物降下、泥流</p>
		火口周辺	2(火口周辺規制)	<ul style="list-style-type: none"> ・火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される 	<ul style="list-style-type: none"> ・火口周辺への立入規制等 ・状況に応じて特定地域の避難準備等が必要 ・住民は通常の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、又は予想される <p>【過去事例】</p> <p>該当事例なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏。 ・火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて火口内への立入規制等 	<ul style="list-style-type: none"> ・火口内で噴気や火山ガス等が発生

注1) 火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう。

状況に応じて、新山周辺に火口域が限定される場合がある。

注2) 火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす。

注3) 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

注4) 特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす。

注5) 各レベルの警戒が必要な範囲で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある。

(2) 噴火速報の内容と発表

仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報の内容と発表

仙台管区気象台は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い時点で、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区気象台は、必要に応じ降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア 降灰予報

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下の範囲を提供する。

② 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

〈※1〉降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

〈※2〉降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）を発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰や衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

イ 火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(5) その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するための情報等で、仙台管区气象台が発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

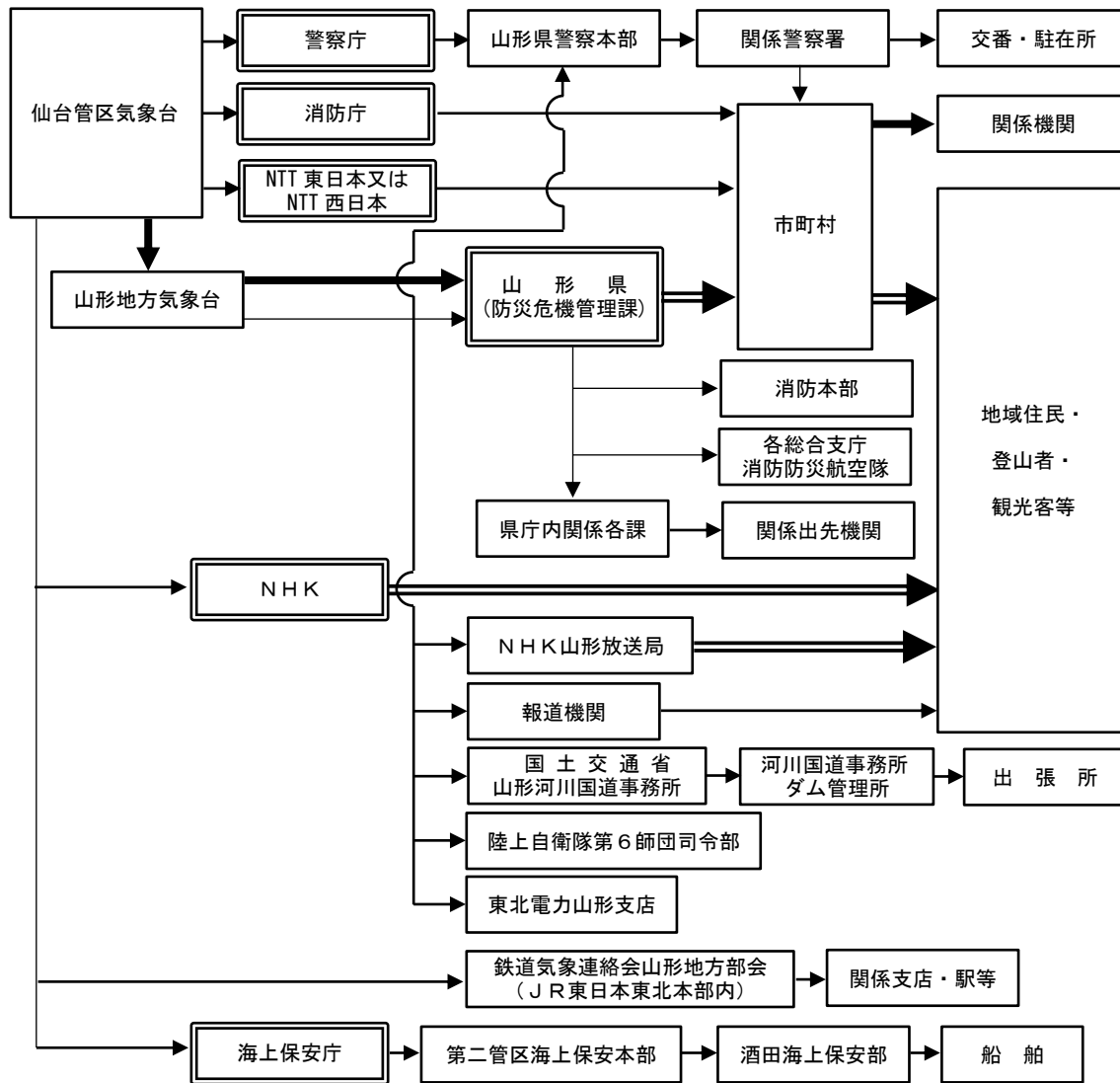
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

(6) 噴火警報等の伝達

市、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を市防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。なお、市は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

噴火警報・予報等伝達経路図



- (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

(7) 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象を発見した者は、直ちに市町村その他の関係機関へ通報するものとする。また、市町村その他機関が異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観察・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じ自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

なお、通報を要する異常な火山現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流）及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地域での地震の多発
- エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

5 火山防災協議会の設置等

(1) 火山防災協議会の設置

市、県、秋田県及び関係市町は、鳥海山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、鳥海山火山防災協議会を共同で設置する。協議会には、气象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体、海上保安部等検討に必要な者を加える。

協議会は、主に次の事項について協議を行う。

- ア 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること
- イ 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること
- ウ 火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること
- エ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること
- オ 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること
- カ 住民、観光客及び登山者等に対する情報提供に関すること
- キ 市防災会議が活火山法第6条第3項の規定による同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見の聴取に関すること
- ク 防災訓練に関すること
- ケ 火山防災意識の啓発に関すること
- コ その他必要と認められること

(2) 市の体制

- ア 鳥海山の異常を覚知したとき又は鳥海山に係る噴火警報（火口周辺）が発表されたときは、担当職員が登庁し、災害関連情報等の収集、伝達を行う。
- イ 鳥海山に係る噴火警報（居住地域）が発表されたときは、速やかに応急対策を実施できるよう体制をとる。（火山噴出物等の除去も含む）

(3) 隣接市町との連携

市は、必要と認めるときは、鳥海山の隣接市町と鳥海山火山防災協議会を開催する等、火山災害対策の円滑な推進について連絡調整を図る。

6 警戒避難体制の整備

(1) 避難計画の策定等

市は、県と協力し、鳥海山火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努める。避難計画の対象者には、危険区域内の住民はもとより、一時滞在者（観光客等）も含む。

また、計画策定に際しては次の点に留意する。

- ア 危険区域内の人口、一時滞在者数及び避難の長期化を考慮した指定避難所等の設定
- イ 急峻な地形を考慮した迅速な避難
- ウ 避難行動要支援者への対処
- エ 被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期における対処

(2) 市地域防災計画への記載

市は、鳥海山火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画等を実効性あるものとするため、次の事項について市地域防災計画に定める。

- ア 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項
- イ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
- ウ 避難場所及び避難経路に関する事項
- エ 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地
- キ その他必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 避難体制の整備

- ア 市は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制整備に努める。
- イ 市は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の、県、消防機関、自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。
- ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、鳥海山火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 市及び県は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火山周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山者の必要性について検討し、登山届が必要とも認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

(4) 関係施設の整備

ア 情報伝達のための施設

市は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、登山者等への情報伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

イ 避難者受入れのための施設

市は、危険区域外に避難住民全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

ウ 緊急退避のための施設

市及び県は、鳥海山火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕等の必要性について検討を行なうとともに、退避壕等の整備を推進する。

(5) 火山防災マップの作成、配布

市は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路等を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者、観光客等に周知する。さらには、県と連携し、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。

7 避難の実施及び解除

(1) 緊急調査

国は、土砂災害防止法第29条に基づき、土石流、地すべり等を起因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される状況にあると認められ、緊急調査を行うために特に高度な専門知識及び技術を要する場合は、基本指針に基づき緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報の通知及び周知等

国は、土砂災害防止法第31条に基づき、緊急調査の結果、土砂災害の緊迫した危険があると認める場合に、避難のための立退きの指示の判断に資するため、緊急調査により得られた土砂災害緊急情報を県及び市に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講ずる。

(3) 避難の実施

市長は、火山噴火等により住民等の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民等に対して避難指示等を発令する。住民等の避難は、鳥海山火山防災協議会策定の鳥海山避難計画（居住地域・火口周辺地域）による。県は、市長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民等の避難に率先して協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を発令しなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

市は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努める。

内閣府は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援する。

(4) 警戒地域等の設定

市長は、住民等の安全を確保するため噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒地域を設定して立入りを制限又は禁止する。

また、噴火や泥流が予想されるときは、鳥海山火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(5) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。市は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(6) 避難の解除

市長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、避難指示等又は警戒地域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難指示等の解除にあたっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

8 広域的な避難対策

避難に関し、市の区域を超えた広域的な避難が必要な場合の調整については、「第2章第3節の3 広域避難計画」及び「第10節 避難計画及び避難所運営計画」によるものとする。

9 救助・救急、医療活動

(1) 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、「第2章第4節 自衛隊の災害派遣要請・受入計画」及び「第2章第12節 救助・救急計画」によるものとし、火山災害の現場において要救助者があるときは、市その他の防災関係機関は、その者の救助にあたるものとする。

(2) 救急医療

傷病者に対する救急医療については、「第2章第14節 医療救護計画」によるものとする。

10 登山届等の提出の周知・啓発

市及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速・的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービス等について周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

11 防災訓練等の実施

市は、防災関係機関、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練（避難訓練）を実施するものとする。

また、鳥海山火山防災協議会は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について検討を行い、避難計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

12 避難確保計画の作成

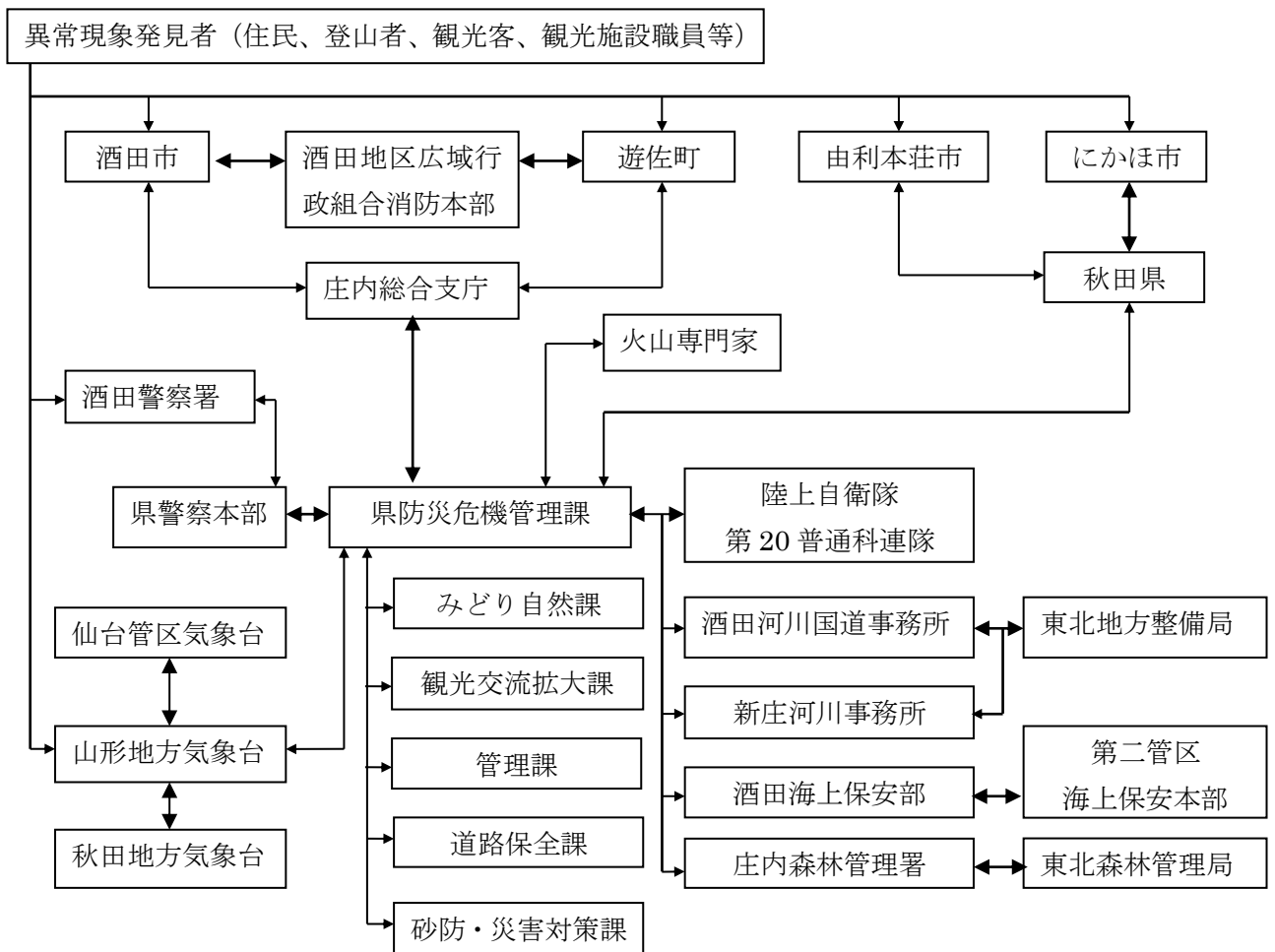
市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象に関する施設利用者への情報伝達に関する事項、従業員の防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画及び同計画に基づき実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。

市は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し、必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めるものとする。

13 情報の共有等

市は、鳥海山火山防災協議会を構成する国、市町、防災関係機関、火山専門家との連携を確立するため、鳥海山の情報連絡網を作成するなど火山防災協議会の連絡体制を整備することにより、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を促進するものとする。

【鳥海山情報共有連絡系統図】



- ※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対策等を行うものとする。
- ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等の情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。
- ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

14 降灰対策の実施

市及び県は、火山噴火に伴う降灰により周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障が生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融資等の施策を実施し、その軽減に努める。

15 防災知識の普及

(1) 住民に対する防災知識の普及

市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成し・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(2) 登山者等に対する防災知識の普及

市及び県は、観光関係に事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知

識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

第3章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等確保計画

国、県、市及び関係機関は、降雪期における交通、電力及び通信を確保するため雪害対策を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団 庄内空港事務所 東北電力ネットワーク(株) NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 日本高速道路(株)

2 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、市、県、高速道路事業者及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等についての体制整備を行なうとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行なうなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪に対しては、市、県及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、契約方式の検討を行なうなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路施設の交通確保

市及び県は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行なうよう努める。

また、県は、冬期の道路交通を確保するため、国及び市と協力して、ICT（情報通信技術）等の新技術活用に向けて検討を進める。

ア 高速道路

東日本高速道路株式会社は、「雪氷対策実施要領」に基づいて毎年除雪計画を策定し、除排雪を実施して雪害予防に努める。

イ 国管理道路

国土交通省酒田河川国道事務所は、「災害対策運営計画」に基づいて毎年道路除雪計画を策定し、除排雪を実施して雪害予防に努める。

ウ 県管理道路

県は、毎年「除雪事業計画」を策定し、除排雪を実施して雪害予防に努める。

エ 市管理道路

市は、毎年「除雪事業計画」を策定し、除排雪を実施して雪害予防に努める。

除雪体制は、毎年1月1日から翌年3月31日までの間、降積雪などの気象情報等に応じ、平常時第1次除雪体制、平常時第2次除雪体制、豪雪時の豪雪対策本部体制の3体制をとる。

オ 地吹雪対策の推進

地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(ア) 地吹雪防止施設の整備

地吹雪による吹き溜まり防止対策として、主要路線の交通確保のため特に必要と判断した場所に防雪柵・吹払柵を設置する。

(イ) 利用者への啓発

地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえ地吹雪マップやチラシを作成し、利用者への啓発に努める。

カ 災害未然防止活動

(ア) 災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

(イ) 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップや除雪ブラシ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含めた冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

3 鉄道施設の確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のために、除雪車両、除雪機械を整備するとともに、要員を配置し、除雪体制の確保に努める。

(1) 除雪体制

ア 線路除雪にあたっては、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。

イ 線区の重要度に応じて除雪車両及び除雪機械を整備し、列車運転の混乱防止に努める。

ウ 機械力除雪により難しい箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

(2) 踏切箇所の除雪

踏切箇所の除雪は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることのないよう、道路管理者と協議し除雪を実施する。

(3) 運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて第1次から第5次体制に区分し、支社ごとの基準に基づき運転規制を実施するとともに、各段階に即応した排雪列車運転と構内除雪を実施する。

(4) 雪害時の対策

ア 消防団、自衛隊の出動

雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を求める。

イ 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送が集中し混乱したときは、市と協議のうえ輸送物資及びその順位を定めて行う。

(5) 予防保全対策

ア 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される場合は、列車の抑止手配運転規制を実施する。

イ 雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

(6) 融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水質資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

4 空港施設の交通確保

庄内空港において、使用する航空機が安全に離発着でき、利用者が支障なく安全かつ円滑に利用できるよう、冬季積雪時における除雪に努める。

(1) 除雪計画の策定

空港管理者は、空港施設の現況、気象状況、航空機種及び運行回数等に基づき、除雪目標時間、除雪範囲及び作業順序をあらかじめ定め、作業区分、所要機械、要員等の計画を策定する。

(2) 協力体制の整備

空港管理者は、空港へのアクセス道路の除雪や排雪場所の確保について、関係機関との協力体制を整備する。

(3) 除雪基準

ア 航空機の走行区域においては、原則として積雪があった場合に除雪する。

イ 構内の道路及び駐車場は、原則として積雪が3 cm以上になるおそれがある場合に除雪する。

(4) 除雪範囲

ア 除雪の範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装端までとする。

また、滑走路灯等の灯器周辺の除雪は、常に機械及び人力により実施し、照明機能を損なうことのないようにする。

イ 構内の道路及び駐車場は、通行の支障となる範囲とする。

(5) 除雪目標時間

定期運行便の時間や頻度を基にして定める。

(6) 雪害時の対策

空港管理者は、豪雪により所定時間までの除雪が完了できない等の事態が発生したときは、関係機関と協議し応援を要請する。

(7) 住民等への広報

空港管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について適時適切な広報に努める。

5 住民等への広報

雪害時における被害の防ぎよ、軽減及び交通の混乱防止のため、各施設の管理者、積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

6 電力供給確保対策

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、送電線路及び配電線路の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市及び県との連携の拡大に努める。

(1) 送電線路

- ア 降雪期前に雪害予防の巡視及び点検を実施し、送電線路の補修、整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による断線防止のため、地形や電線を考慮し基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採を行う。
- ウ 着雪による断線、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険箇所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がい子の吊型変更及び相間スペーサーの取り付けを実施する。
- エ 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

(2) 配電線路

- ア 降雪期前に雪害予防の臨時巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ、樹木の枝下ろし、伐採及び樹木ガードワイヤーの効果的措置を推進する。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。
- ウ 着雪による電線断線などの停電を防止するため難着雪電線を使用する。
- エ 冠雪、雪崩、雪圧による停電を防止するため、電線の縦配列や、時期をとらえたパトロール及び冠雪落としなどを実施する。

(3) 復旧体制の整備

- ア 豪雪期における電線路障害の早期復旧を図るため、雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の雪中輸送を確保する。
- イ 設備の巡視については、ヘリコプター・ドローンによる空中査察を実施する。

7 通信確保対策

N T T東日本株式会社宮城事業部山形支店及び庄内営業所は、雪害のおそれのある地域の電気通信施設等について、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市及び県との連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(1) 設備の耐雪構造

- ア 通信路線の地下化の推進
- イ 電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用P Eパイプの取付け
- ウ 積雪、寒冷地用の屋外線への取替整備

(2) 通信網の整備

- ア 災害が発生した場合に、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要な伝送路の多ルート構成又は2ルート構成を図る。
- イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備・維持を図る。

(3) 迅速な復旧体制の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を指定保管場所に配備する。

第2節 雪崩防止計画

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止柵等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課 農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 庄内森林管理署

2 雪崩危険箇所の把握、周知

(1) 雪崩危険箇所の把握

国、県、市及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

市及び県は、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所の周知を図る。

3 雪崩防止施設等の整備

国、県及び市は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路、道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵等の施設整備に努め雪崩災害の防止を図る。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等は、河川等をせき止め、洪水や土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の施設整備に努める。

第3節 雪崩事故の防止と応急計画

雪崩による人命等の損失を極力回避するため、国、県、市及び防災関係機関は、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という。）のパトロール、住民等の事前避難及び雪庇落とし等の事前回避措置を行う。

また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課 農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 東日本旅客鉄道(株)

2 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 市の巡視

市は、関係機関と連携を図り、危険箇所の巡視を行う。また、市は危険箇所の巡視を行い危険度合の予測など専門家の意見を聞く必要があると判断したときは、県の関係機関に担当職員の派遣を要請する。

(3) 県及び警察の協力体制

県は、市の要請に基づき酒田警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民等の避難に関して指導する。

(4) 住民等の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

3 事前回避措置の実施

(1) 住民等への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩が発生するおそれがあるときは住民等に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ 雪崩発生により、人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民等に対し、避難の指示を行う。住民等が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。

(2) 道路施設の対策

道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の運行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

4 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関、住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県危機管理課へ状況を報告する。

イ 住民等が被災した場合は、直ちに酒田地区広域行政組合消防本部、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 住居を失った住民を公共施設等に受け入れるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 孤立集落住民の救助

県、警察本部は、雪崩の発生による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(3) 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第4章 海上災害対策計画

第1節 海上事故災害対策計画

関係機関は、船舶の遭難、火災により大規模な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域の人命・財産の保護を図るための対策を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 商工港湾課
関係機関	酒田海上保安部 国土交通省酒田港湾事務所 県港湾事務所 山形運輸支局 酒田地区広域行政組合消防本部 自衛隊 酒田警察署 各救難所 山形県水難救済会

2 海上事故予防対策

(1) 船舶の安全運航の確保

ア 国土交通省酒田港湾事務所、酒田海上保安部及び県は、酒田港において船舶の安全航行環境の整備、船舶交通の安全に必要な情報の提供体制の整備に努める。

イ 東北運輸局山形運輸支局は、海上運送業者の運航管理についての監督、指導及び酒田港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

ウ 酒田海上保安部は、酒田港内、沿岸における船舶交通の安全に必要な情報の提供等を行うとともに、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

(2) 船舶の安全性の確保

東北運輸局山形運輸支局は、船舶の安全性を確保するとともに海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期検査、立入検査等を通じ、必要な指導を行う。

(3) 海上交通環境の整備

国土交通省酒田港湾事務所、県港湾事務所、県水産課は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

3 海上事故等災害応急計画

(1) 酒田海上保安部

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときは、災害対策本部を設置する等必要な対応体制を確立するとともに次の応急活動を実施する。

ア 情報の収集、伝達

イ 負傷者の救助、捜索、救助物資等の輸送

ウ 海上交通の安全確保

エ 船舶火災の消火活動

(2) 県（国土交通省酒田港湾事務所・危機管理課）

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 緊急対策上必要な事項についての関係機関等への要請

ウ 自衛隊への災害派遣の要請（陸上での支援活動が必要な場合）

(3) 警察（県警察本部）

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警察用船舶及び航空機による負傷者の救出、救助
- ウ 遺体の搬送・安置及び行方不明者の捜索
- エ 死傷者の身元確認

(4) 市

ア 災害対策本部の設置

市は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

ウ 地域住民に対する避難指示

市は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により避難の指示を行う。

エ 水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、酒田海上保安部、県、各警察署等と連携のうえ、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、酒田海上保安部から要請のあった場合、酒田救難所、飛島救難所、袖浦救難所、宮海救難所、山形県水難救済会は、救助活動に協力する。

オ 救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化

市は、救難所及び山形県水難救済会が、人命救助等において重要な役割を担うことから、県と連携し、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化を図る。

カ 沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸に及ぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行う。

(5) 酒田地区広域行政組合消防本部

地域の実情に応じ、関係機関と連携して次の措置をとる。

- ア 火災発生時における消火及び警戒等
- イ 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助

(6) 船舶所有者等

事故に係る船舶所有者等は海上災害防止センターに委託するなどして、次の応急対策を行う。

- ア 海上保安庁の指示による防除措置
- イ 消火及び延焼防止措置
- ウ 現場付近の航行船舶に対する注意喚起

(7) その他の防災関係機関

海岸管理者等は、市から事故情報を受けた場合は、当該管理区間における巡視及び監視を速やかに実施し、その結果を逐次、市に連絡する。

第2節 流出油等災害対策計画

船舶や工場等からの油等の大量流出による著しい海岸、河川の汚染事故に対し、円滑かつ迅速に対応するための体制を整備し、関係機関が連携して防除活動を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 環境衛生課
関係機関	酒田海上保安部 国土交通省酒田港湾事務所 県港湾事務所 山形運輸支局 自衛隊 酒田警察署 酒田地区広域行政組合消防本部

2 油等流出事故予防対策

油等流出事故が発生した場合は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海防法)」等の規定により、事故原因者の責任において流出油等処理するものが原則であるが、発生時の防除措置の対応は多岐にわたることから、防災関係機関が有機的に連携を図る。

3 防除資機材の整備

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、防除資機材の整備を促進するとともに、船舶所有者等に対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、オイルフェンス、油処理剤、吸着マット、ゲル化剤、その他の必要な資機材を備えておくよう指導する。

(2) 県、市

港湾管理者及び市は、オイルフェンス等の流出油除去のため必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に保有する除去資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続き等を定めておく。

(3) その他関係機関等

その他の関係機関、関係団体は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、事故発生時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続きを定めておく。

4 沿岸海域情報図の整備

酒田海上保安部及び市は、流出油災害で大きな影響を受けることが予想される沿岸域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸域の利用状況、優先的に保護すべき施設等を把握し、その情報を地図上に整理しておく。

5 災害配備体制

(1) 警戒体制

大規模な油等の流出事故が発生した場合は、事故の発生場所、規模及び経過時間等を考慮して警戒体制をとる。

(2) 災害対策本部の設置

(3) 現地対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。

(4) 山形県沿岸排出油等防除協議会との連携

大規模な油流出事故が発生した場合は、関係機関の情報交換及び防除作業の総合調整の場として県沿岸排出油等防除協議会（以下「油等防除協議会」という。）内に総合調整本部を設置する。市は、同本部に職員を出席させ、必要な情報交換などを行う。

ア 参加機関等

事故原因者、酒田海上保安部（事務局）、国土交通省酒田港湾事務所、庄内総合支庁、県港湾事務所、県漁協ほか

イ 協議事項

- (ア) 収集情報の分析及び伝達
- (イ) 防除、防災活動の基本方針
- (ウ) 作業の分担及び実施の調整

6 災害時の情報収集・伝達計画

(1) 情報の収集・伝達方法

ア 防災関係機関からの情報収集

主な防災関係機関が参加する油等防除協議会等を通じて情報を収集する。

防災関係機関が収集・伝達する主な情報

機関名	情報内容
事故原因者	流出油の種類、性状、量、拡散状況に関する情報 流出油の防除装置の実施状況に関する情報 その他流出物の種類、量、拡散状況と、防除の実施状況に関する情報
市	海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 市が実施した防除活動に関する情報 資機材に関する情報 回収困難な地域の自衛隊派遣要請依頼に関する情報
酒田海上保安部	巡視船艇、航空機で収集した情報 気象・海象条件等に基づく流出油の漂流予測に関する情報 海上、沿岸部等における被害状況に関する情報 防除活動状況に関する情報 油等の専門家に関する情報 海上における警戒区域を設定した場合の県・市対する通知
県	県所有の船舶及びヘリコプターで収集した情報 海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 県が実施した防除活動に関する情報

県	県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等 市町村の漂着状況に関する情報 市町村や防災関係が実施した防除活動に関する情報 資機材に関する情報 油等の専門家に関する情報
警察署	警察用航空機、船舶及び海岸パトロールで収集した情報 災害地付近の警戒及び交通規制等の実施状況に関する状況 関係防除機関の防除活動に関する支援情報
自衛隊	航空機及び船舶で収集した情報 関係防除機関の防除活動に関する支援情報

イ 住民への周知事項

- (ア) 事故の状況
- (イ) 防災活動の状況
- (ウ) 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- (エ) 避難準備等の注意事項

7 油等流出事故防除対策

(1) 流出油等の漂流予測

市は、酒田海上保安部や油等防除協議会等を通じて流出油等の漂流予測情報の入手に努める。

(2) 海上での防除対策（浮流油の距離に応じた対策）

ア 事故原因者等の措置

油の船外への流出防止と流出油の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置（オイルフェンスの展張、損傷箇所の修理、排出油の回収等）を行う。

イ 酒田海上保安部の措置

- (ア) 事故原因者等に対し必要な防止措置を指示又は指導するとともに、自ら防除措置を講ずるほか、必要に応じて関係機関に出動要請を行う。
- (イ) 流出油の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近で船舶の航行の制限や禁止を行う。

(3) 漂着油の防除対策

漂着油の防除は、原則として事故原因者又は事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が行う。

市は、原因者等が迅速かつ十分に漂着油の防除を実施できないときは、地域住民の健康、安全及び良好な海岸環境を守るため、事故原因者等に代わって防除活動を実施する。

市は、防除活動の実施に先立ち、各海岸の利用状況等に応じて、人為的な防除作業による環境回復の到達度を定め、必要にして十分な範囲で、より経済的で効率の良い方法による作業を実施するよう努める。

防除作業は、市の職員及び消防職・団員により行い、ボランティアの防除活動とも十分な連携を図る。

また、市は作業者の安全確保と健康管理に十分留意し、必要な支援体制を整備する。

ア 市の取るべき役割

(ア) 漂着油の防除の実施に際しては、油等防除協議会において、災害の状況に応じ、各関係機関等の役割や回収油の処理方法等具体的な対策について協議、調整を行う。

(イ) 市は、漂着油の状況により必要と認める場合は、災害対策本部等を設置し、防除活動に努める。

(ウ) 災害現場における防除活動の調整は、一体的かつ体系的な防除活動を行うため、他の機関と協調して実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行う。

また、防除作業の実施方法等については、現場で事故原因者の代理人と次の事項について事前に打ち合わせ、了解を得る。

- A 防除方針の周知
- B 作業手順の明示
- C 参加機関の担当区域の調整
- D 作業日及び作業時間等の設定
- E 作業の安全管理、健康管理
- F 作業記録の報告
- G その他防除作業等において関係機関の調整を必要とする事項

イ 事前準備

(ア) 防除資機材等の調達

オイルフェンス、油回収機及び油吸着材等の主要防除資機材は、保有機関が限られているため、調達は原則として油等防除協議会の調整を経て行う。

市が必要とする場合は、同協議会の調整を経たうえで、県が中心となってあっせんを行う。

(イ) 監視所の設置

海岸パトロール職員の拠点とするための海岸監視所を範囲を決めて設置する。

(ウ) 現地集合場所及び仮設トイレの設置

回収要員・ボランティア等が油回収作業を行うため拠点ごとに集合場所や仮設トイレを設置する。

(エ) 資機材置場及び駐車場の確保

油回収作業のための資機材置場や回収要員、ボランティアのための駐車場を拠点ごとに確保する。

(オ) 漂着油の一時的集積・保管スペースの確保

周辺環境や土壌汚染等に配慮して最終処分地へ運搬するまでの間、一時的に集積・保管する場所を県と協議し確保する。

(カ) 救急救護体制の整備

回収作業従事者のため、救護所の設置や健康相談の実施等の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関との救急救護体制の整備を図る。

(4) 防除作業従事者の健康管理

ア 作業条件への配慮

作業条件は季節、気候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならな

いよう作業時間、休憩時間等を定めて実施する。

イ 作業装備への配慮

作業従事者の健康確保のため、油の性状等に応じた作業衣服、装備を整えて実施する。

ウ 救急救護体制の整備

市は、救護所の設置、健康相談の実施等により作業従事者の健康管理に努めるとともに事故に備え医療機関等との連携による救急救護体制の整備に努める。

(5) ボランティア活動に対する支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図られるようボランティアとの連携に努める。

ア 必要に応じ、ボランティア関係団体及び報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。

イ 防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行う。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行う。

ウ 活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮する。

エ 健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に努める。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励する。

8 風評対策

市は、県が設置する流出油風評被害対策連絡会議と連携し、風評による影響を最小限に食い止める。

9 漂流油防除処理費用の集約及び請求

市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者又は（船舶の場合）その保険者に請求する。

油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は、県と協議し、協力を得て請求事務を行う。

10 環境保全対策

(1) 市は、環境汚染状況等に関する県への情報提供及び住民等への広報を行う。

(2) 県は、防除方針決定の段階から試験研究機関と協力して環境影響調査を実施する。

(3) 県は、環境汚染に関する応急対策及び野生生物の保護対策等を実施する。

(4) 市は、住民等の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに、避難指示時の住民等の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。

- (5) 史跡名勝天然記念物については、県教育委員会等による現況調査に基づき、市、文化財管理団体等が防除措置を実施する。

11 流出木材防除対策

木材等の漂流物の対策については、流出油等防除対策に準じるが、基本的な対応は次による。

- (1) 所有権者（荷主）が社会的、道義的責任から回収する。
- (2) 酒田海上保安部が船舶航行安全の確保のため航行警報等で情報提供する。
- (3) 漁業協同組合で安全確保の面から回収する。

第5章 航空事故災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

関係機関は、庄内空港及びその周辺とそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に対応するため、防災体制及び対策を整備する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 企画調整課
関係機関	庄内空港事務所 各航空会社 東京航空局 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田海上保安部

2 防災体制の整備

(1) 連絡体制等の整備

山形県庄内空港事務所は、航空機事故発生時の情報連絡系統を整備するとともに、庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備する。

(2) 消火救難隊

山形県庄内空港事務所及び空港関係機関は、空港緊急計画に基づき、事故発生時の消火救難活動にあたる消火救難隊を組織する。

(3) 空港緊急計画等の作成

山形県庄内空港事務所は、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画等を策定するとともに、円滑な救援活動のため、必要に応じて応急対策マニュアルを定め、訓練を実施して空港関係機関職員の習熟を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

山形県庄内空港事務所及び防災関係機関は、職員に対し航空機事故発生時の応急対策について防災教育を行うとともに、定期的に総合訓練を実施し、相互の連携を強化する。
また、訓練の成果を事後評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

3 応急対策用資機材等の整備

空港管理者及び空港関係機関は、空港及びその周辺での災害発生に備えるため、国の基準に加え、医療機関又は消防機関の指導を受け、救急救助用資機材、消防用資機材及び医療資機材等の整備に努める。

第2節 航空災害応急計画

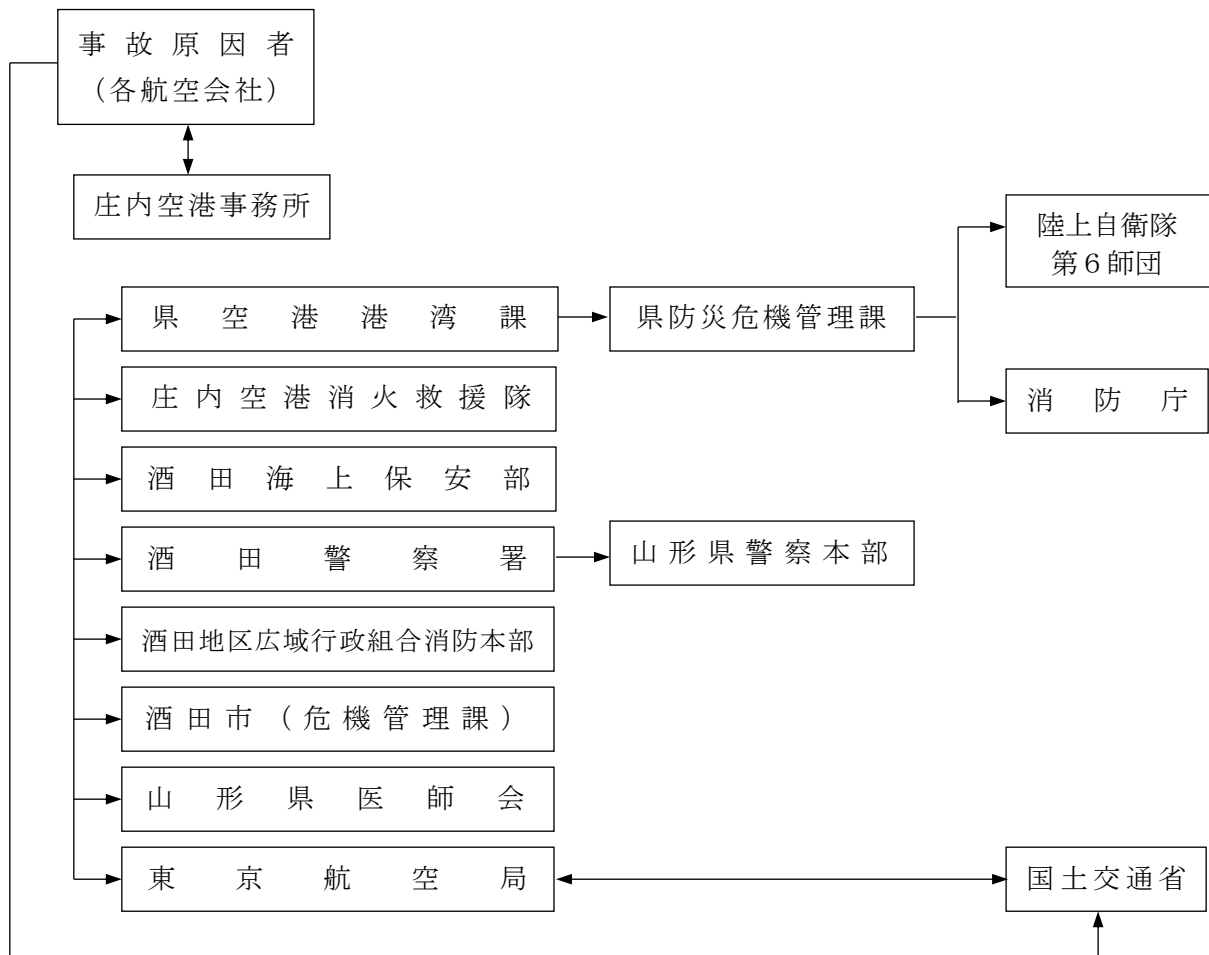
庄内空港及びその周辺、若しくはそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、防災関係機関及び空港に従事する関係機関は災害応急対策を実施する。

1 主な関係機関

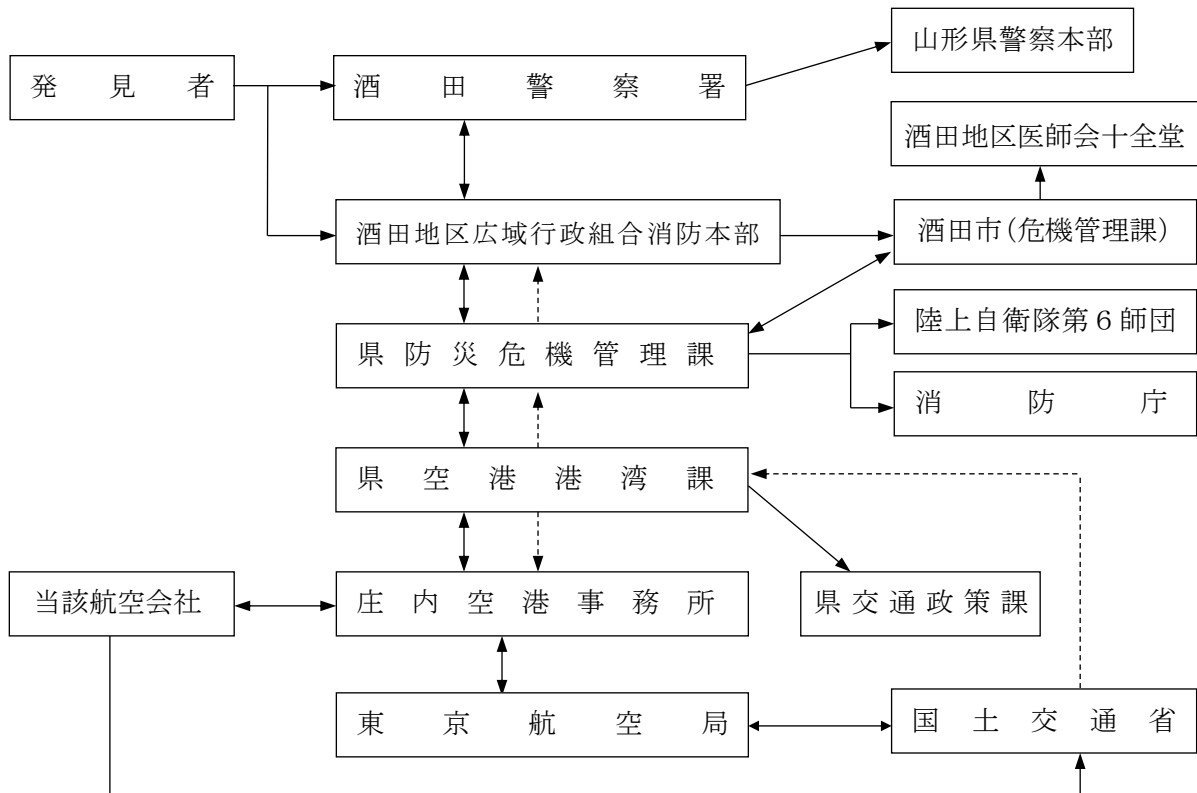
酒田市	危機管理課 企画調整課
関係機関	庄内空港事務所 各航空会社 東京航空局 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団 酒田海上保安部 酒田警察署

2 航空事故応急対策

(1) 庄内空港内及びその周辺で事故が発生した場合



(2) (1)以外の地域で事故が発生した場合



-----> 国土交通省から事故情報の第1報があった場合

(3) 伝達内容

伝達すべき内容は次のとおりとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所
- ウ 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
- エ 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- オ 機種及び搭載燃料
- カ 搭載している危険物
- キ 運航会社名、便名及び登録番号

(4) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、市、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

県、市、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

3 関係機関との連携による救急・救助活動

空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し関係機関と連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

なお、自衛隊は、以下に記述以外の応急対策についても災害派遣要請等により実施するものとする。

- (1) 現地対策本部の設置
庄内空港事務所、自衛隊、県、酒田警察署、酒田地区医師会十全堂、航空会社
- (2) 現場合同指導本部の設置
庄内空港事務所、自衛隊、酒田地区広域行政組合消防本部、酒田地区医師会十全堂、航空会社
- (3) 事故情報の提供
庄内空港事務所、東京航空局、航空会社
- (4) 消火活動
酒田地区広域行政組合消防本部、自衛隊、酒田海上保安部、庄内空港消火救難隊
- (5) 警戒区域設定・警戒措置
酒田地区広域行政組合消防本部、酒田警察署、酒田海上保安部
- (6) 現地医療所の設営
庄内空港事務所、酒田地区医師会十全堂、庄内空港消火救難隊
- (7) 乗客の避難誘導
庄内空港事務所、酒田警察署、酒田地区広域行政組合消防本部、航空会社、酒田海上保安部、庄内空港消火救難隊、市、県
- (8) 負傷者の搬送
庄内空港事務所、自衛隊、酒田警察署、酒田海上保安部、酒田地区広域行政組合消防本部、庄内空港消火救難隊
- (9) 負傷者の選別及び現場医療応急手当
酒田地区広域行政組合消防本部、酒田地区医師会十全堂、庄内空港消火救難隊、酒田海上保安部
- (10) 後方医療機関への負傷者搬送
自衛隊、酒田地区広域行政組合消防本部、酒田地区医師会十全堂、県、市
- (11) 後方医療機関における治療
酒田地区医師会十全堂
- (12) 無傷者の受入れ対応
航空会社、庄内空港消火救難隊
- (13) 遺体仮安置所の確保
航空会社、県、市

空港及びその周辺以外の地域で事故が発生した場合は、県、消防機関、市、警察及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。

また、行方不明となった航空機の捜索や負傷者等を救助するために、県及び県警察本部

はヘリコプターを派遣し、その活動にあたる。

4 応急復旧

空港管理者は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断するとともに、被害を受けた施設の機能回復のため、迅速に空港施設の応急復旧を行う。

第6章 鉄道事故災害対策計画

第1節 鉄道事故災害予防計画

列車の脱線、転覆、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者の発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を未然に防止するため、鉄道事業者は、国土交通省の指導の下、関係機関と連携して交通環境の整備により、事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努める。また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制及び関係機関との連携体制を整備する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 商工港湾課
関係機関	鉄道事業者

2 鉄道施設の安全対策の推進

(1) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(2) 車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、CTC（列車集中制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、ATC（自動列車制御装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(3) 保守・点検による事故発生防止

鉄道事業者は、法令並びに自社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋りょう、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

また、鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道輸送の安全確保に努める。

3 鉄道事業者の防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、職員の動員計画等をあらかじめ定めておく。

また、基本法及び国の防災基本計画に基づき、自社の防災業務計画を策定し、更に自社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により、事故災害に対応する。

(2) 応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、自社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(3) 関係機関との相互連携体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市、県、その他関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(4) 危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物資の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関に情報を提供しておく。

4 教育・訓練の実施

(1) 安全教育・訓練

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。

(2) 関係機関の連携による訓練

鉄道事業者は、消防、警察、市、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線、転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

(3) 住民等に対する啓発

ア 踏切事故防止対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラル及びトラブル発生時の処理方法等について、自動車運転者への普及に努める。

イ 鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

第2節 鉄道事故災害応急計画

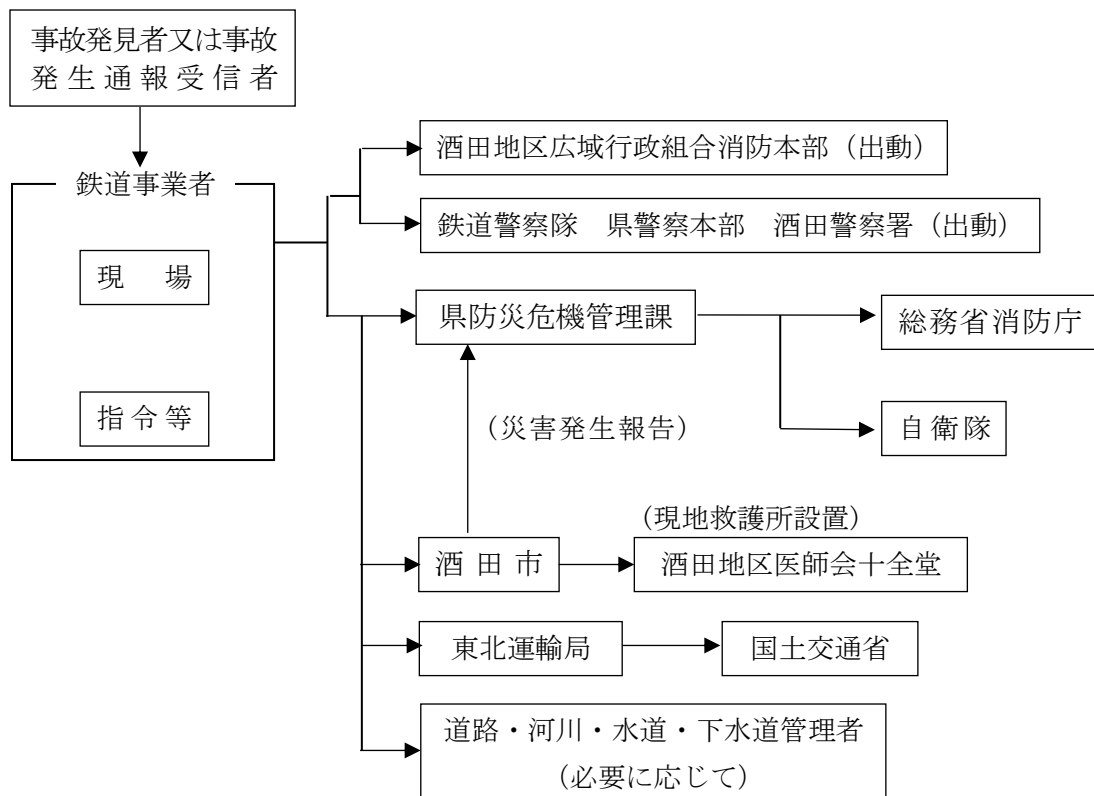
鉄道事業者は、大規模な鉄道事故災害が発生した場合、被害を最小限に留め、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急活動に努める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 商工港湾課
関係機関	鉄道事業者 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署 東北運輸局山形運輸支局

2 災害発生情報及び被害情報の伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者が発生又は危険物の流出等により、事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な道路事故災害が発生した場合は、直ちに次の経路により関係機関に通報する。



このほか、地域住民から110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。市及び県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

3 応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相

互に接近して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

ア 鉄道事業者は、自社の防災計画及び事故対応マニュアル等に基づき、直ちに社内の事故対策本部を設置するとともに、事故現場の近傍に現地復旧本部を設置する。

イ 警察本部は、初動措置を総括指揮するため、県警察本部又は酒田警察署に県警察対策本部を設置する。なお、県警察対策本部が県警察本部内に設置されたときは、現地又は酒田警察署に現地対策本部を設置する。

ウ 消防機関は、直ちに出勤し、事故現場に現地指揮所を設置する。

エ 市は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

オ 県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

カ 日本赤十字社山形県支部は、必要があると認めたときは災害救護実施対策本部を設置する。

(2) 広域応援要請及び自衛隊派遣要請

県及び市等は、事故・災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

また、鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 応急対策の実施

(1) 合同対策調整会議

大規模な鉄道事故災害の応急対策実施にあたっては、現地において鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、警察、消防、市、県等が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

(2) 乗客及び公衆等の避難誘導

列車の乗務員は、不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について、速やかに乗客に案内し、適切な避難誘導に努める。

駅構内では、事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行い、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

(3) 消火及び救助・救急に関する措置

ア 鉄道事業者は、事故・災害等により火災が発生した場合は、初期消火活動に努めるとともに、速やかに消防機関に通報し、消火体制を整える。

イ 鉄道事業者は、負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、救助・救護等適切な処置を講ずる。

また、列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県警察、消防機関、市、県、医療機関等に協力を依頼する。

ウ 市は、通常の医療体制での対応ができないと判断したときは、事故現場に現地医療救護所を設置する。

現地医療救護所は、酒田地区医師会十全堂、日本赤十字社山形県支部等の協力を得

て、トリアージや応急措置を行う。

(4) 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故・災害による列車の運転不能線区について、折り返し運転の実施、運転不能線区のバス代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(5) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

なお、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置き場や土石の捨て場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

5 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

(1) 初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防機関に対し、的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

(2) 二次災害の防止

現場に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により、周辺に危険が及ぶと判断される時は、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市長に要請する。

また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、水道管理者、下水道管理者、保健所等に連絡する。

6 広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期又は随時の記者会見等により、報道機関等に提供する。

第7章 道路事故災害対策計画

第1節 道路事故災害予防計画

道路施設の崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故により、多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態を回避するため、道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設の補強・更新・道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

また、事故災害発生情報を通行車両、関係機関、周辺住民等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努めるとともに、警察、消防、医療機関、市、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課 農林水産課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 酒田警察署 酒田地区広域行政組合消防本部 県建設業協会酒田支部 山形県医師会 酒田地区医師会十全堂

2 道路構造物の災害予防

道路管理者は、各種点検を実施し、施設の安全性を確保するために必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

3 道路管理者等の防災体制の整備

(1) 東北地方整備局、県及び市

道路管理者は、警察、消防との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業員等を現地に派遣できるよう職員及び関係事業者の体制を整備する。

(2) 消防機関

大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備と、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努める。

(3) 医療機関

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、山形県医師会及び酒田地区医師会十全堂を中心として、県、市、消防機関等と連携し、効率的な受入れ体制を整備する

(4) 建設事業者

山形県建設業協会は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

4 関係機関の相互連携体制の整備

(1) 連絡窓口の明確化

防災関係機関は、連絡窓口等をあらかじめ明確にし、事故情報、被害状況及び応急対策

の実施状況等の情報を相互に共有する。

(2) 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、道路事故災害に適切に対応するため、合同で防災訓練を実施する。

5 危険物流出等に備えた資機材等の整備

消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の配備による消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

第2節 道路事故災害応急計画

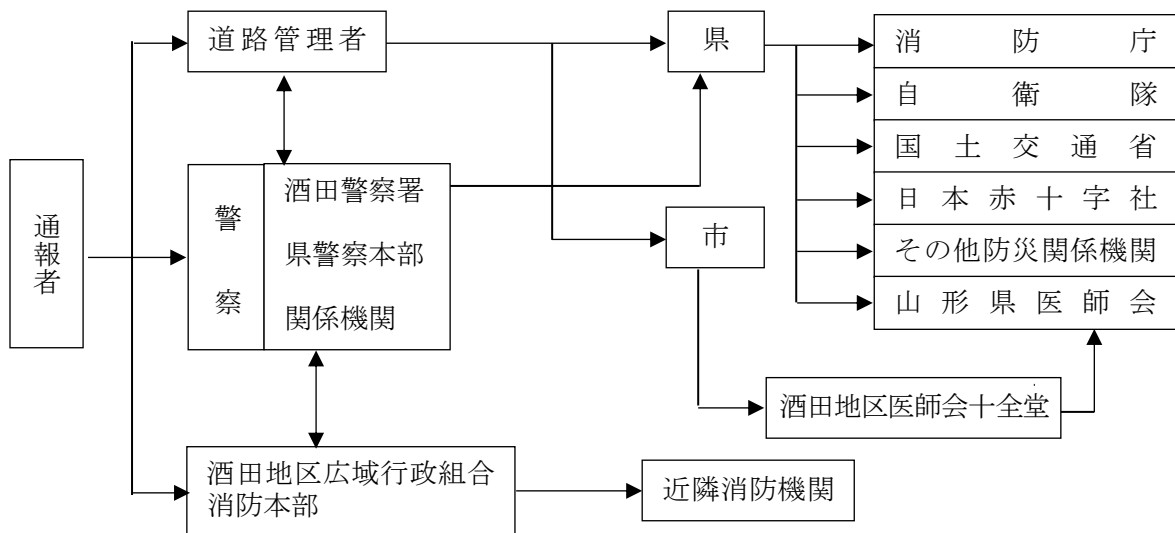
道路管理者及び警察、消防は、大規模な道路災害発生のお知らせを受けたときは、直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救急救助活動を行うとともに、県、市、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 酒田警察署 酒田地区広域行政組合消防本部 県建設業協会酒田支部 日本赤十字社 山形県医師会

2 災害発生情報及び被害情報の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により情報を伝達する。



- (1) 道路管理者、酒田警察署及び酒田地区広域行政組合消防本部のうち通報者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の発生を覚知した酒田地区広域行政組合消防本部は、直ちに市及び県防災危機管理課に連絡する。
- (3) 市は、被害の状況を調査し、県防災危機管理課に報告する。

3 応急体制の確立

道路管理者、市、県、警察等の関係防災機関は、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(1) 市

市は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地対策本部を設置する。

(2) 県

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(3) 警察

初動措置を総括指揮するために、県警察本部又は酒田警察署に県警察対策本部を設置する。

なお、県警察対策本部を県警察本部内に設置したときは、現地又は酒田警察署に現地対策本部を設置する。

また、酒田警察署の初動措置を総括指揮するため、現地又は酒田警察署に署対策本部を設置するものとするが、現地又は酒田警察署に県警察対策本部又は現地対策本部を設置したときは解消するものとする。

(4) 日本赤十字社山形県支部

日本赤十字社山形県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

4 応急対策の実施

(1) 合同対策調整会議

道路管理者、市、県、警察等の防災関係機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(2) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる。

ア 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ 道路利用者及び住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに酒田警察署、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(3) 消火及び救助に関する措置

ア 市、酒田地区広域行政組合消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、市等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

5 危険物等積載車両事故に対する応急対策

(1) 初動対応

危険物の流出が認められるときには、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

(2) 二次災害の防止

ア 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講じる。

イ 県及び河川管理者等は、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合、直ちに水道水取水施設管理者に連絡し、取水制限等の措置を講じる。

ウ 河川管理者及び保健所等は、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、必要に応じて環境調査を実施する。

(3) 住民等の安全確保

市及び酒田警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民等の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

第8章 林野火災対策計画

第1節 林野火災予防計画

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。

このため、消防機関をはじめ市、県及び林野関係機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

1 主な実施機関

酒田市	農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 庄内森林管理署 庄内総合支庁 北庄内森林組合 酒田市消防団

2 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

市、県、国、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な環境整備に努める。

ア 防火線・防火林の整備

森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

イ 消防水利の整備

市は、消防水利を確保するため、防火水槽等の整備に努める。河川、池、ダム、砂防、治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する利便性に配慮した構造とするよう努める。

ウ 林道（防火道）の整備

市は、消防車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努める。

エ 監視体制

森林の管理者は、森林保護を兼ねた監視体制の強化に努める。

オ 消防施設等の整備

市は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

ア 森林等への火入れ許可

市長は、酒田市火入れに関する条例（平成17年11月1日条例第115号）に基づき森林等への火入れを許可する場合には、酒田地区広域行政組合消防本部及び森林管理者等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うとともに、火入れの場所が近隣市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火気使用施設に対する指導

酒田地区広域行政組合消防本部は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

ア 一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民及び入林者に対し、火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

イ 林野火災注意報の的確な発令と警戒

酒田地区広域行政組合管理者は、林野火災の予防上注意を要する気象状況と認めるときは、林野火災予防に係る注意喚起を行うとともに、林野火災注意報を的確に発令する。

ウ 林野火災警報の的確な発令と警戒

酒田地区広域行政組合管理者は、林野火災の予防上危険な気象状況と認めるときは、林野火災警報を的確に発令し、林野周辺における火の使用制限を行う。

3 防火思想の普及

(1) 住民に対する啓発

ア 広報宣伝の充実

市、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知や林野火災に関する広報資料の作成・周知に努め、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

また、春（4・5月）の出火危険期は、山火事予防の強化期間とし、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等による啓発宣伝や屋内外、交通機関、登山口、林野内の道路、

樹木等へのポスター、立て看板、標識板等を設置して注意を喚起する。

イ 学校教育による防火思想の普及

市、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、市・県教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

また、標語、ポスター及び作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図る。

(2) 地域住民、林内作業等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

県、市、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導・啓発

市及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発普及を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し、林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

4 消防体制等の整備・充実

市、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

(1) 消防体制の確立

ア 消防出動計画の整備

酒田地区広域行政組合消防本部は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定めておく。

イ 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ 自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林業関係者は、林野火災が消防関係の所在地から離れた場所で発生することを踏まえ、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

エ 広域応援体制等の整備

市、県及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

市、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

(3) 消防水利の確保

市及び消防機関は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等を整備するほか、河川、池及び沼等の自然水利や砂防ダム等を水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

(4) 林野火災消防訓練の実施

市、県、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年1回以上訓練を実施するよう努める。

第2節 林野火災応急計画

1 計画の概要

林野火災から自然環境と住民等の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、市、県その他関係機関が連携して消火・救助活動にあたる。

2 主な実施機関

酒田市	農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 庄内森林管理署 庄内総合支庁 北庄内森林組合 酒田警察署 酒田市消防団 陸上自衛隊

3 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

(2) 関係機関の対応

ア 酒田地区広域行政組合消防本部

通報を受けた酒田地区広域行政組合消防本部は、直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、所要の措置を要請する。

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

イ 市・地元消防団

消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導
地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

ウ 森林の管理者（森林管理署、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

エ 県危機管理課

消防防災ヘリコプターの緊急運航

オ 酒田警察署

消防車両の通行確保のための交通規制

4 消火・救出活動

(1) 火災防ぎょ活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を上空から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに、飛び火の警戒にあたる。

イ 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源から送水ルート of 早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ 消火活動の実施

消火隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐採により、臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

エ 空中消火活動

現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプターにより火災現場を上空から偵察し、孤立した負傷者等及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現地近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市、警察及び消防隊は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるとともに、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成のうえ避難支援者を予め決めておくとともに、高齢者等避難を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

6 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

消防長は、酒田地区広域行政組合消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が難しいと判断する場合は、直ちに総務省消防庁に対

し、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

7 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再燃に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

第9章 飛島災害対策計画

1 計画の概要

本市の北西約39kmの海上にある飛島には常備消防配備がないため、火災、大規模事故、自然災害発生時には応援、救助、救出に駆けつけるまで相当な時間を要することから、日頃からの予防対策を定め、事故、災害発生時に円滑かつ迅速に対応するための対策について定める。

2 主な実施機関

酒田市	総務課 危機管理課 観光物産課 まちづくり推進課 農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 庄内総合支庁 酒田警察署 酒田海上保安部 東北電力ネットワーク(株) 庄内広域水道企業団 NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 山形県漁業協同組合

3 災害予防対策

(1) 火災予防対策

市及び消防団は、日頃から島民の防火に関する知識及び災害に対する備え等の普及のため、次の項目について啓発に努める。

- ア 発災対応型の訓練の実施
- イ 消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- ウ 安全耐震装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
- エ 火を使う場所の不燃化
- オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- カ 野火防止の啓発
- キ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- ク 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置の徹底
- ケ 要配慮者の戸別訪問指導

(2) 強風予防対策

市は、強風・暴風時において被害を最小限に食い止めるため、屋根・外壁等の点検補修の指導及び枯損木等のチェックを行うものとし、県漁協は船舶等の係留安全強化を徹底する。

(3) 土砂災害予防対策

ア 危険箇所の周知及び警戒避難体制の整備

市は、砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の危険箇所について島民へ周知を図る。

また、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害に関する情報の伝達方法、警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項について、島民への周知を図る。

イ 危険箇所の調査点検

市及び県は、発生が予想される土石流及びがけ崩れ等の地盤災害の危険箇所につい

て、関係機関の協力を得て定期的に危険度を把握するため調査点検を実施する。

(4) 地震災害警戒対策

市は、日頃より、家具等の転倒、日用品等の落下防止措置を徹底し、地震発生時にはすぐに避難行動をとるよう島民に周知する。

(5) 津波、高潮災害予防対策

ア 市は、島民に対し平素から「地震と津波」及び「高潮」の知識の普及に努める。

イ 防災関係機関は、津波・高潮情報の伝達・連絡手段を点検し、予報伝達が迅速かつ確実にできるよう体制の確立を図る。また、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織関係者とあらかじめ予報伝達に関し協議を行い、相互の協力体制を確立する。

ウ 市は、島民の避難行動、海水浴客、釣人、船舶等の避難計画を策定し島民等に対し周知徹底を図る。

エ 防災関係機関は、迅速かつ的確に避難行動が行なえるよう、自主防災組織を含めた避難訓練を定期的実施する。

(6) 自主防災組織の強化育成対策

常備消防の配備がない飛島においては、災害発生時には消防団及び自主防災組織が初動期の救援・救助にあたる。したがって共助組織の更なる強化と組織体制の良好な維持を推進する。

(7) 救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化

市は、救難所及び山形県水難救済会が、飛島住民の避難のための誘導及び輸送において重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の救難所及び山形県水難救済会の参加促進と広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化を図る。

4 災害応急対策

(1) 応援要請対策

災害規模が大きく本市単独では応急対策の実施が困難なとき、また、交通輸送手段がないときは、県、民間団体、自衛隊、酒田海上保安部、防災関係団体等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を防止する。

(2) 通信対策

災害時においては、通信手段の途絶により孤立化が予想されるため、とびしま総合センターに常設の移動式衛星電話及び衛星携帯電話により通信確保を図る。それでも困難であるときは、市が自衛隊の通信支援を要請する。

(3) 火災対策

消防団は、自主防災組織と連携し消火活動に努める。

(4) 救助・救急対策

消防団及び自主防災組織は、救助・救急隊が到着するまで負傷者の救助・救出を行う。

(5) 医療救護対策

市は、医療救護活動に必要な医療資機材等の調達を行い、飛島診療所が医療救護にあたる。医師の不在時や緊急重篤な患者がいる場合は、緊急搬送を依頼する。

(6) 緊急搬送対策

市は、山形県ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプター、海上保安部の船舶等に緊急搬送要請を行う。それでも不足が生ずる場合は、県を通じて自衛隊のヘリコプター等を要請する。

(7) 水道、電気施設応急対策

市、庄内広域水道企業団及び東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センターは、災害時における水道・電力供給ラインを確保するとともに、被災箇所の迅速・的確な復旧を実施する。

(8) 食糧、給水、生活必需品供給対策

市は、食糧、水、生活必需品等を確保する。

(9) 廃棄物の処理対策

市は、島内で発生した災害廃棄物、ごみ、し尿を船舶等で搬送する。

(10) 避難対策

市は、災害等により飛島での生活に支障があり、危険である場合は、全島に避難勧告を発令し避難させる。

第10章 原子力災害対策計画

第1節 総則

1 計画の目的

県内には、原子力施設がなく、また、本県は、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約77キロメートル、福島第二原子力発電所からは約84キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約105キロメートル離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急時防護措置を準備する地域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone、原子力施設からおおむね半径30kmの範囲）」にも含まれていない。

しかし、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、住民等に心理的動揺や混乱が生じるおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民等の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

市は、原子力災害に関して、総合的かつ計画的な対策を講じ、住民等の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

隣接県である宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

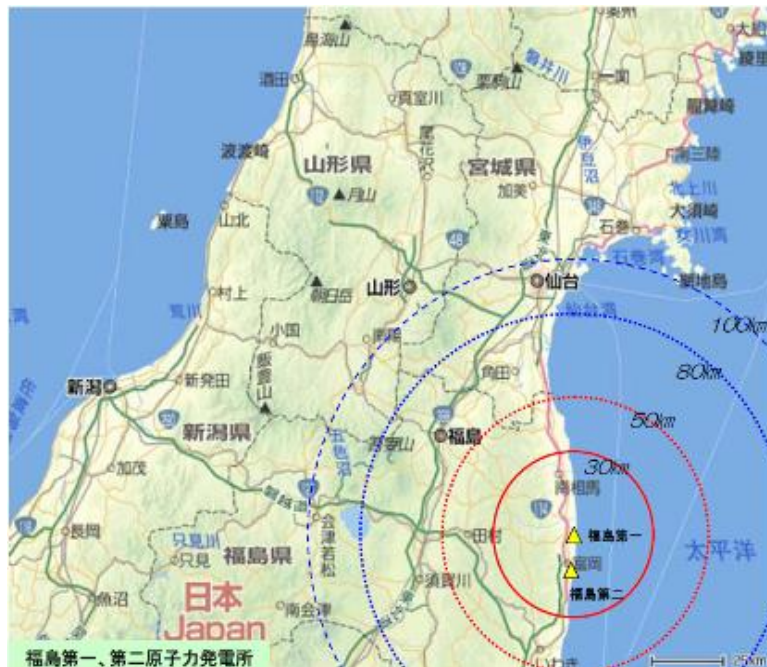
(1) 宮城県

発電所名	所在地	事業者名
女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	東北電力株式会社



(2) 福島県

発電所名	所在地	事業者名
福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	



(3) 新潟県

発電所名	所在地	事業者名
柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	東京電力ホールディングス株式会社



第2節 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民等の健康の保護及び不安の軽減を図るために、市及び県等が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 環境衛生課 教育総務課 まちづくり推進課 人事課 健康課
関係機関	東北電力(株) 東京電力ホールディングス(株)

2 平時における環境放射線モニタリングの実施

市は、空間放射線量率に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努め、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況把握のため、平時から空間放射線量率並びに環境試料、水道水及び食品中の放射線物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

3 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

市は、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 防災訓練等の実施

市及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民等に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

(3) 心身の健康相談体制の整備

市は、県と連携し、事故発生地域からの避難者に対する健康相談等を行うための体制整備を図る。

4 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

市は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

市は、国、県、原子力発電所所在道府県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- (イ) 原子力災害とその特性に関すること

- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関する事
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関する事
- (オ) その他必要と認める事項に関する事

イ 防災教育

市及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育・研修

市は、防災業務職員に対する教育として、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

(4) 市民相談体制の整備

市は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3節 原子力災害応急計画

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、市及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

1 主な実施機関

酒田市	市長公室 危機管理課 観光物産課 環境衛生課 健康課 農政課 農林水産課
関係機関	東北電力(株) 東京電力ホールディングス(株) 県防災危機管理課 庄内広域水道企業団

2 県の活動体制

(1) 情報収集の開始

県は、原子力災害に係る応急対応を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。）の段階で対応職員を持参させ、情報収集活動等を開始する。

(2) 対策会議の開催

県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

(3) 災害対策本部の設置

隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態を発生した場合であって、知事が必要と認める場合は災害対策本部を設置する。

(4) 専門家等の派遣

県は、応急対策の迅速かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、国に対し、専門家及び専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

3 市災害対策本部

県が災害対策本部を設置した場合で、市長が特に応急対策等の措置を必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。（第2編風水害対策編第2章第1節）

4 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時における環境放射線モニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、OIL(※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時における環境放射線モニタリングから緊急時における環境放射線モニタリングに切り換える。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

市は、県が行う緊急時環境放射線モニタリングが円滑に実施されるよう、情報提供など

必要な協力を行う

※O I L：原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時における環境放射線モニタリング

(ア) 空間放射線量率に係るモニタリング

県及び市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線量率に係るモニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページ（ポータルサイト）に掲載するとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については市町村に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

イ 県は、緊急時における環境放射線モニタリングの結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ 市は、県から摂取及出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

庄内広域水道企業団は、県の水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度や濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 住民等への注意喚起

本市は、避難等を要する事態は想定されていないが、県内に原災法第15条の指示があった場合、市は、県と連携し住民等に対し広報を実施する。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけなども行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 市は、屋内退避、屋内退避準備及び避難準備等が必要となった場合は、以下の情報伝達方法により住民等に指示する。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

(ア) 防災行政無線による広報

(イ) 広報車、緊急速報メール、酒田コミュニティFM放送などによる広報

(ウ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

イ 市は、内閣総理大臣から屋内退避、避難等の指示を受けたときは、要避難者の把握、避難先の指定など、あらかじめ定めた手順により、屋内退避、避難等の防護活動を行う。

ウ 県及び市は、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等に関するマニュアルを策定しておく。

エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

6 住民等への情報伝達等

(1) 住民等に対する広報及び指示伝達

市は、県の指示のもと、防災行政無線や広報車等を活用して、住民等に対する情報提供を行うとともに、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要及び災害の現況

イ 市、県及び防災関係機関の対策状況

ウ 住民等のとるべき措置及び注意事項、その他必要と認める事項

(2) 市民相談の実施

市は、住民等からの相談、問い合わせに対応し、積極的な情報提供に努める。

(3) 心身の健康相談の実施

市は、県と連携し、事故発生地域からの避難者の健康相談等を行う。

7 避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

市は、市及び県を越えて避難する者が発生した場合、避難元自治体と連携し、必要に応じて次のように対応する。

ア 市の保有する施設のうち提供可能な施設を選定し、一時的な避難場所として提供する。

イ 受入れに際しては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

市は、県及び避難元自治体と連携し、必要に応じて次のように対応する。

ア 被災自治体より避難者受入れの要請があった場合は、まず市の施設で対応する。

イ アによる受入れが困難な場合は、県と連携しながら、協議のうえ民間施設の借上げを検討する。

8 避難者への生活支援及び情報提供

(1) 市は、県及び避難元自治体と連携のうえ、避難者のニーズを把握し、必要な支援に繋げる。

(2) 市は、避難者に関する情報を活用し、避難元自治体からの情報を提供するとともに、県及び市からの避難者支援に関する情報を提供する。

9 風評被害等の軽減

市は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、農林水産物や製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第4節 災害復旧計画

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課

2 制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

県は、住民等への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、市に対し避難等の指示を解除するよう指示する。市は、住民等に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

県は、住民等への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、立入制限、交通規制、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に対し指示する。

3 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。市は、その情報を収集し住民等に周知する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

モニタリングにより基準を超える空間放射線量率が確認され、住民等の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係者は簡易な除染など状況に即した適切な措置を講ずる。

県は、国、市、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進する。

4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

市及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。